【大阪府職員労働組合総務農林支部環境管理分会】最終回答

第１の要求について、平成26年6月19日付け総務部長通知については、各グループ長に周知し、「午後8時退庁」「ゆとり週間」を実効あるものとするために、室内会議において協力を要請している。

　　さらに、平成26年7月18日付け総務部長通知についても、「ゆとり週間」が実効あるものとなるよう、改めて、室内のグループ長会議を開催し、周知徹底をお願いしたところである。

　　各グループの職員の業務状況については、グループ長が把握し、その進行管理に努めており、時間外勤務の縮減にあたっては、平成26年6月19日付け総務部長通知で示されている「仕事のあり方の見直し」を踏まえ、今後とも、計画的・効率的な業務執行に努めていく。

第２の要求について、時間外勤務の縮減にあたっては、平成26年6月19日付け総務部長通知で示されている「仕事のあり方の見直し」を踏まえ、今後とも、計画的・効率的な業務執行に努めていく。

　具体的な事実がある場合は提示いただければ、その事実を確認した上で適切に対応していきたい。

なお、室内のグループ長会議において、必要な業務によりやむを得ず時間外勤務を行わなければならない場合には、本人からの申請を踏まえ、適切に対応するよう、周知徹底しているところである。